

平成23年6月吉日

関係各位

財団法人 総合健康推進財団
理事長 玉木 武
(公印省略)

平成23年度茨城県主任介護支援専門員研修の実施について

日頃より、当財団の事業につきましては、ご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
この度、茨城県より委託を受けて「茨城県主任介護支援専門員研修」を下記のとおり実施することとなりました。

つきましては、ご多用中とは存じますが、貴所の該当の方にご周知いただき、参加についてご配慮くださるようお願い申し上げます。

なお、受講者は、各市町村が受講推薦者として推薦した方の中から茨城県が決定します。市町村からの推薦がない場合、本研修は受講できませんので予めご了承ください。

記

1. 研修の目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得する。

2. 実施主体

茨城県 (但し、業務の一部を当財団が委託を受けて実施する。)

3. 受講対象者

介護支援専門員の業務に関し、十分な知識と経験を有する介護支援専門員で、介護支援専門員専門研修Ⅰ及び介護支援専門員専門研修Ⅱ、または介護支援専門員更新研修(実務経験者向け)を修了している者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 専任(常勤専従)の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60カ月)以上である者(ただし、管理者としての兼務は期間として算定できるものとする。)
- (2) 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任(常勤専従)の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36カ月)以上である者(ただし、管理者としての兼務は期間として算定できるものとする。)
- (3) 介護保険法施行規則第140条の66第2号のハに規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者

(4) その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識を有する者であり、県が適当と認める者

ア 以下の(i)から(iii)までの要件をすべて満たす者

(i) 専任(常勤・専従)兼任(常勤・兼務)を問わず、介護支援専門員として従事した期間が5年(60カ月)以上である者

(ii) 介護支援専門員に関する研修の講師を務めた経験がある等、指導者として経験がある者

(iii) 本研修修了後、各地域で課題となっている困難事例及び介護支援専門員に関する研修等で、地域の核となり活動できる者

イ 居宅介護支援事業所と在宅介護支援センターとの兼務で通算5年(60カ月)以上、専任(常勤・専従)の介護支援専門員として業務に従事している者(在宅介護支援センターが同敷地内にあり、常勤で従事している者)。

ウ 地域包括支援センターに配属予定の者で、市町村の推薦を受けた者(本研修の申込日から6ヶ月以内に主任介護支援専門員として配置されることが確定している者)。ただし、当該受講者については、当該年度以降の介護支援専門員実務研修、更新研修及び再研修等の介護支援専門員に関する研修の講師を務めることができる者とする。

なお、上記の受講対象要件を満たす必要があるほか、受講にあたっては、各市町村が受講推薦者として推薦した者の中から茨城県が決定するものとする。

市町村からの推薦がない場合、本研修は受講できないものとする。

【その他必須要件】

※現に茨城県において介護支援専門員として従事していること

※全日程(別紙日程表の11日間)参加できること

※事例研究で使用する事例を提出できること

【注意1】研修の修了要件について

平成16年度から17年度に実施された介護支援専門員基礎研修課程Ⅰ又は介護支援専門員基礎研修課程Ⅱを修了した者は介護支援専門員専門研修Ⅰを修了したものとみなします。

【注意2】専任(常勤専従)の実務従事期間について

常勤かつ専従の介護支援専門員として勤務している期間を指します。また、専任の介護支援専門員として勤務した居宅介護支援事業所の管理者との兼務期間は算定できません。在宅介護支援センターやその他の事業所等の管理者または職員との兼務期間は算定できません。

※算定は申し込み時点(受講申込書作成時点)までの期間で算定してください。

4. 募集人員及び研修日程

- ①募集定員 130名 *申込先着順ではございません。
- ②研修日程 平成23年8月2日から10月28日までの間に11日間実施します。詳細は、7ページ「研修日程表」をご覧ください。

*受講申し込みが募集定員を超えた場合は、茨城県が受講者を決定します。
予めご了承ください。

5. 研修内容

別紙「研修カリキュラム」をご確認ください。

6. 受講手続き

- (1) 申込期限 **平成23年6月22日(水) 必着**

- (2) 申込方法

別紙の「平成23年度茨城県主任介護支援専門員研修受講申込書(届出様式1)」に必要事項を記入した上で、以下(3)の書類を添付し、「10. 申込先」に記載している宛先に郵便で送付してください。

※申込書には管理者の方の署名・押印欄があります。管理者の方が本通知及び申込書の内容をご確認の上、署名・押印するようにしてください。

(受講希望者が管理者の場合はご自身の署名・押印になります)

※申込みにおいて不正があったときは、当該申込みは無効になり、受講決定が取り消されますのでご注意ください。

- (3) 添付書類

- ①平成18～22年度に実施した専門研修課程Ⅰ(同内容の他県における研修でも可)又は平成16～17年度に実施した現任研修基礎課程Ⅰ又はⅡの研修修了証の写し
- ②平成18～22年度に実施した専門研修課程Ⅱ(同内容の他県における研修でも可)の修了証の写し
- ③市町村推薦書(推薦書の様式については、各市町村にお問い合わせ下さい)
- ④実務経験証明書(届出様式2)
- (「3. 受講対象者」のうち、(1), (2), (4)-ア・イの方は5年もしくは3年以上の期間分が必要です。(3)または(4)-ウに当てはまる方は必要ありません。)
- ⑤介護支援専門員証の写し又は介護支援専門員登録証明書の写し
(他の都道府県に登録されている者のみ)
- ⑥ケアマネジメントリーダー養成研修の修了証の写し(該当者のみ)
- ⑦日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーの認定登録証の写し
(該当者のみ)
- ⑧経歴書(任意様式)(「3. 受講対象者」の(4)-ア・ウに当てはまる方のみ)

7. 受講決定

茨城県にて受講を決定し、郵送により受講決定のお知らせをいたします。

平成23年7月13日（水）以降発送予定

また、受講申込みが募集人員を超過し、今回受講いただけない方には「不受理通知」をお送りします。（7月13日発送予定）

※7月19日（火）までにいずれかの通知が来ない場合は、配達事故等も考えられるためご連絡ください。

8. 受講料及び納付方法

(1) 受講料

教材資料代 6,500円

(2) 納付方法

受講決定通知書（申込受付後に発送）に同封される納入通知書により納付してください。尚、納付に際しては、次の点について予めご了承ください。

※納付は7月26日（火）までをお願いします。納付が期日までに間に合わない場合はご連絡ください。

※一度お振込みいただいた受講料は返金できませんのでご了承ください。

※受講料納入は郵便振替払込書の取扱いを予定しています。払込み手数料は各自ご負担ください。

9. 修了証明書

今回指定した研修の全日程を修了した方に茨城県知事より修了証明書が発行されます。（研修事業終了後、修了者名簿を茨城県に提出いたします。）

10. 申込先・問合せ先

財団法人総合健康推進財団 企画室 茨城県主任介護支援専門員研修 係

〒141-0031

東京都品川区西五反田8-9-5 ポーラ第3五反田ビル10階

電話03-6417-9383

※お問合せは、平日9時00分～17時00分をお願いします。

※電話番号はお間違いのないようお気を付け下さい。

◆受講対象者の範囲についての質問は、次に問い合わせください。

茨城県保険福祉部長寿福祉課介護保険室 斉藤

FAX 029-301-3348

※別添の質問票にてFAXでお問い合わせください。

（お電話での問い合わせはお控えください。）

【研修カリキュラム】

	時 間	研修課目	目的	内 容
1 日 目	講義 5時間	①主任介護支援 専門員の役割と 視点（地域包括 支援センターの 運営を含む）	主任介護支援専門 員が業務を行う上 で必要な心構え、 知識、 技能の修得を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターにおける主任介護支援専門員の役割 ・居宅介護支援事業所における主任介護支援専門員の役割 ・包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築について ・個々の介護支援専門員に対する個別支援方策 ・地域のケアマネジメント力の向上支援方策、地域包括支援センターと各種関係機関とのネットワークの構築手法（サービス事業者同士のネットワークの構築含む） ・地域における総合的なケアマネジメントの実施、調整手法 ・地域の介護支援専門員の実態把握の手法 ・勉強会、技術向上を目指した「場づくり」の支援方策
2 日 目	講義 3時間 演習 3時間	②地域援助技術 （コミュニティ ソーシャルワー ク）	地域において住民 が自立した生活をお くれるよう自立生活 支援を目的とした地 域福祉の推進を構築 するための基礎とな る地域援助技術（コ ミュニティワーク） 機能の理解と実践的 な技術・手法につい て学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティワークの概念 ・コミュニティワークの機能及び目的 ・コミュニティワークの展開技法 ・主任介護支援専門員とコミュニティワーク ・解決困難な問題事例等を用いて地域診断と不足するフォーマルサービス、インフォーマルサービスの開発普及等について学ぶ。
3 日 目	講義 3時間	③ケアマネジメ ントとそれを担 う介護支援専門 員の倫理	机上の実務研修内 容を就業後の実践に 照らして確認するこ とにより重要な倫理 を会得させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員が基礎的に備えるべき、利用者主体、自立支援、公正中立、権利擁護、守秘義務、利用者ニーズの代弁等の倫理を徹底して講義。
	講義 3時間	④サービス展開 におけるリスク マネジメント	介護事故は単に個 人に対する注意喚起 や表面上の処理だけ では減少しない。再 発防止の為には組織 全体で事故の背景、 要因を明らかにして 分析し対策を講じる ことが重要であるこ とから、リスクマネ ジメントの目的、取 り組み方を会得させ る。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が起こしやすい事故の内容 ・事例を踏まえた苦情対応 ・サービス事業者に求められるリスクマネジメントの目的と内容 ・リスクマネジメントのマニュアルの作成方法 ・事件事例を活用し分析を行いそれらをケアプランに反映させる等リスクマネジメントとケアプランの関係及び反映手法

4 日 目	講義 3時間	⑤ターミナルケア	高齢化の急速な進展、急性疾患による死亡の減少の中で、大きく浮上している高齢者の「ターミナルケア」に関して現状・課題等について認識するとともに介護支援専門員の係わり方について学ぶ。あわせて要介護高齢者に多い疾病についても学ぶ。	後期高齢者の増加により、長期にわたる介護の延長線上にターミナルケアが増加していることを踏まえ、 ・ターミナルケアの基本理解 ・施設におけるターミナルケアの課題、居宅におけるターミナルケアの課題、必要な視点 ・利用者、家族等に対しての介護支援専門員の適正な支援方法 ・要介護高齢者に多い疾病の病態理解を学ぶ。
4 日 目	講義 3時間	⑥人事・経営管理	事業所の適正な運営を図るための「経営管理」「人事管理」に関する基礎知識を会得させる。	事業所を取り巻く環境は絶えず変化しており良質なサービスを提供する為には事業所の安定した経営が求められることから ・経営管理の基礎理論 ・経営戦略・マーケティングの手法 ・財務管理・経営計画の作り方等の経営管理について学ぶ。 また、事業所運営の基礎は「人材」が要であることを踏まえ、 ・業務管理・目標管理の導入方法 ・業務評価制度と人事考課 ・雇用管理、労使関係の課題と現況 ・人材育成の為の研修計画等人事管理の手法。
5 ～ 7 日 目	講義 6時間 演習 12時間	⑦対人援助者監督指導（スーパービジョン）	人材育成の方法であるスーパービジョン（対人援助者監督指導論）の内容を理解し、実践できる技能を身につける。	・スーパービジョン（対人援助者監督指導論）の内容と方法 ・介護支援専門員に対する適切な指導方法 ・個人スーパービジョンとグループスーパービジョンの具体的な技法の理解と向上等を演習、講義を通じて学ぶ。
8 ～ 11 日 目	講義 5時間 演習 18時間	⑧事例研究及び事例指導方法	単に事例研究を行うだけでなく、支援困難事例等を含めた事例の各ポイントを分かりやすく指導、説明できる技能を会得する。	・事例を用いた指導手法のポイント ・指導における留意点 等を踏まえながら、実際に指導する立場にたつて相互に評価するとともに、講師の助言を得ながら指導方法の向上を図る。

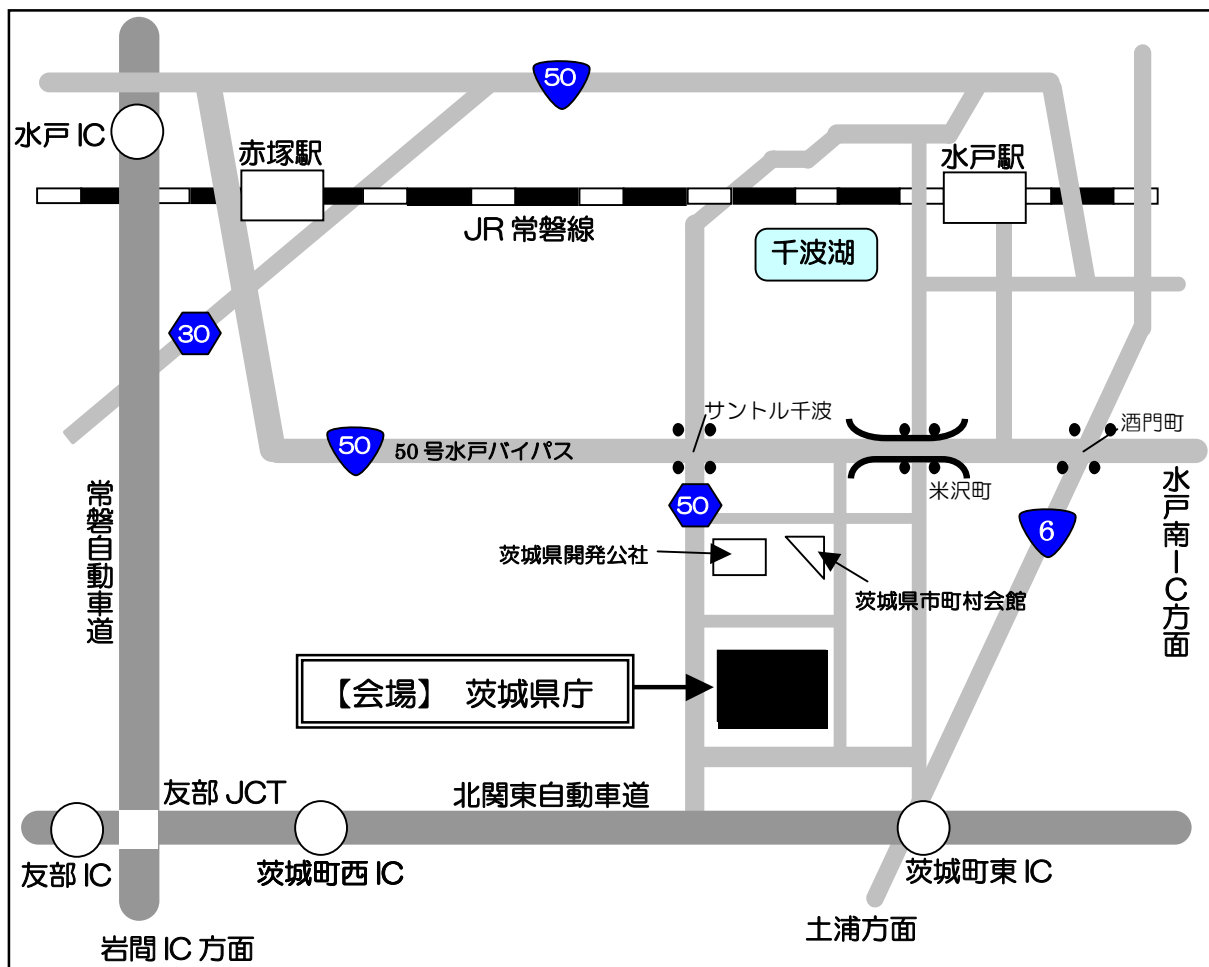
※研修科目の入れ替えがある場合がございます。

【研修日程表】

回数	日 程	時 間	会 場	住 所
1 日目	8 月 2 日 (火)	9 : 45 ~ 16 : 00	茨 城 県 庁 (9 階 講 堂)	水戸市笠原町 978-6
2 日目	8 月 8 日 (月)	9 : 30 ~ 16 : 30		
3 日目	8 月 17 日 (水)	9 : 30 ~ 16 : 30		
4 日目	8 月 23 日 (火)	9 : 30 ~ 16 : 30		
5 日目	9 月 16 日 (金)	9 : 30 ~ 16 : 30	霞ヶ浦観光ホテル (2 階 鳳凰の間)	土浦市川口 2-11-31
6 日目	9 月 17 日 (土)	9 : 30 ~ 16 : 30		
7 日目	9 月 18 日 (日)	9 : 30 ~ 16 : 30		
8 日目	10 月 4 日 (火)	10 : 00 ~ 16 : 00	現在調整中 (水戸市内を予定) ※受講決定通知にてご案内いたします (7 月 13 日発送予定)	
9 日目	10 月 5 日 (水)	9 : 30 ~ 16 : 30		
10 日目	10 月 19 日 (水)	9 : 30 ~ 16 : 30		
11 日目	10 月 28 日 (金)	9 : 30 ~ 16 : 30		

【会場案内図】

会場地図が小さいためインターネット等で別途ご確認ください。



【茨城県庁】

住所: 〒310-8555

水戸市笠原町 978 番 6

会場: 9 階講堂

食事: 教室内の飲食はできません。
県庁2階食堂または、周辺飲食店をご利用ください。

※駐車場の台数に限りがあるため、
公共交通機関のご利用をお願いします。

交通:

- JR 水戸駅南口から茨城県庁への
直行バスで 15～20 分
- JR 赤塚駅南口から茨城県庁への
直行バスで 20～25 分
- 常磐自動車道 水戸 IC から約 9km 国道
50号サントル千波交差点から南に約 1.5km
- 北関東自動車道 茨城町東 IC から約 5km



【霞ヶ浦観光ホテル】

住所:〒300-0033
土浦市川口 2-11-31

会場:2階 鳳凰の間

食事:教室内の飲食は可能です。
(但し昼食時)ゴミは各自お持ち帰り下さい。

交通:■お車でお越しの方

常磐自動車道 桜・土浦インターより 約 20 分

常磐自動車道 土浦北インターより 約 20 分

■電車でお越しの方

JR 常磐線 土浦駅東口より 徒歩約 5 分

※駐車場の台数に限りがありますので、なるべく公共交通機関のご利用をお願いします。

1～5の各研修の修了状況を○で囲んでください。(修了年度を記載してください)

研修修了状況	1	平成 14～17 年度 ケアマネジメントリーダー養成研修	未受講	・ 平成____年度修了
	2	平成 16～17 年度 基礎研修課程 I	未受講	・ 平成____年度修了
	3	平成 16～17 年度 基礎研修課程 II	未受講	・ 平成____年度修了
	4	平成 18～22 年度 専門研修課程 I	未受講	・ 平成____年度修了
	5	平成 18～22 年度 専門研修課程 II	未受講	・ 平成____年度修了

3 受講要件について

下記より、(1)～(4)のいずれか該当するものを選び、○印を付けてください。

○印	受講要件	添付書類 (下記 4 添付書類) 参照
(1)	専任(常勤専従)の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者(ただし、管理者としての兼務は期間として算定できるものとする)	①, ②, ③, ④
(2)	ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任(常勤専従)の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である者(ただし、管理者としての兼務は期間として算定できるものとする)	①, ②, ③, ④, ⑥又は⑦
(3)	介護保険法施行規則第140条の66第2号のハに規定される主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者	①, ②, ③, ⑥
(4)-ア	以下の(i)から(iii)までの要件をすべて満たす者 (i)専任・兼任を問わず、介護支援専門員として従事した期間が5年以上である者 (ii)介護支援専門員に関する研修の講師を務めた経験がある等、指導者として経験がある者 (iii)本研修修了後、各地域で課題となっている困難事例および介護支援専門員に関する研修等で、地域の核となり活動できる者	①, ②, ③, ④, ⑧
(4)-イ	居宅介護支援事業所と在宅介護支援センターとの兼務で通算5年以上、専任(常勤専従)の介護支援専門員として業務に従事している者(在宅介護支援センターが同敷地内にあり、常勤で従事している者)	①, ②, ③, ④
(4)-ウ	地域包括支援センターに配属予定の者で、市町村の推薦を受けた者(本研修の申込日から6ヶ月以内に主任介護支援専門員として配置される事が確定している者)。ただし、当該受講者については、当該年度以降の介護支援専門員実務研修、更新研修及び再研修等の介護支援専門員に関する研修の講師を務めることができる者とする。	①, ②, ③, ⑧

4 添付書類 【 】内は該当する受講要件

- ①平成 18 年～22 年度に実施した専門研修課程 I (同内容の他県における研修でも可) 又は平成 16～17 年度に実施した現任研修基礎課程 I 若しくは II の修了証の写し【**全員**】
- ②平成 18 年～22 年度に実施した専門研修課程 II (同内容の他県における研修でも可) の修了証の写し【**全員**】
- ③市町村推薦書【**全員**】
- ④実務経験証明書(届出様式 2)【(1), (2), (4)-ア・イの方】
- ⑤介護支援専門員証の写し又は介護支援専門員登録証明書の写し【**他県登録の方のみ**】
- ⑥ケアマネジメントリーダー養成研修の修了証の写し【(2)・(3)の方で該当者】
- ⑦日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーの認定登録証の写し【(2)の方で該当者】
- ⑧経歴書(任意様式)【(4)-ア・ウの方】

5 身体の障害等のため受講において配慮を希望する場合は、その内容を記入してください。

個人情報について：受講申込書および添付書類の記載事項は、茨城県主任介護支援専門員研修の運営、特に受講資格確認、名簿登録、修了証発行業務以外の目的に使用いたしません。

【複数の実務経験証明書が必要な時は、コピーして使用してください。】

届出様式 2

平成23年度 茨城県主任介護支援専門員研修 実務経験証明書

平成 年 月 日

所在地 _____

法人等団体名 _____

代表者氏名 _____ (印)

作成担当者氏名 _____

(連絡先電話番号 - -)

下記の者は、標記研修の受講を申し込むにあたり、本証明書作成時までの期間において、介護支援専門員として、以下のとおり勤務した経験を有することを証明します。

フリガナ		生年月日
申込者氏名		大正・昭和 年 月 日生
介護支援専門員登録番号		
事業所名	事業所番号	
所在地	〒 -	
実務従事期間	【専任※としての従事期間】平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (常勤・専従) [1週間あたりの勤務時間 時間] 【兼任としての従事期間】*4-アの方のみ (常勤・兼務) 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (上記のうち、病休等により実務に従事していなかった期間) 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 通算 年 ヶ月	

【注意事項】

申込者が自書した場合、本証明書は無効となります。必ず団体・法人等の証明権限を有する方が作成してください。(申込者と証明権限を有する者が同一の場合を除きます。)また、押印は代表者の職印で対応してください。

※通算した従事期間のうち、一ヶ月に満たない部分は切り捨てます。また、病気休業や育児休業等による休職期間は除外してください。

※専任の実務従事期間とは、介護支援専門員として常勤専従している期間及び、常勤であって当該事業所の管理者を兼務している期間です。

主任介護支援専門員研修の受講対象者に係る質問

事業所名	
担当者	
連絡先電話番号	
FAX番号	

質問の題名

質問の対象者(介護支援専門員番号)

()

質問の内容

<回答>